

ゆうゆう住宅設計施工基準 「包括3条確認」の手続き

適用日：2016年5月9日から

全国建設労働組合総連合（全建総連）

住宅対策部 電話：03-3200-6221（代表） / F A X 03-3209-0538 / メールjuutaku@zenkensoren.org

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の見直し

基礎の立ち上がりの高さ

(適用日:2016年5月9日~)

基礎の立ち上がり
原則、400mm以上



基礎の立ち上がり

建築規制等による耐久性向上させた場合、
300mm以上400mm未満

【「基礎の立ち上がりの高さが300mm以上400mm未満」の設計・施工方法は下記の通りです】

<基礎>

基礎の立ち上がり部分の高さは、地上部分で400ミリメートル以上とする。

ただし、建築基準法における高度斜線制限北側斜線制限、及びその他の事由により建物高さに制限がある場合に限り、次の各号の土台廻りの耐久性向上に係る措置を施すことにより、基礎の立ち上がり部分の高さを、地上部分で300ミリメートル以上とすることができる。

- 1) べた基礎 とする。
- 2) 基礎外周部を砕石敷き、土間打ち、芝敷き、排水溝等、土台周りの耐久性の向上に係るいずれかの措置を施すものとする。



上記の<基礎>と<床下防湿措置>の諸条件を満たす場合は「包括3条確認」の手続きへ進んで下さい。



ゆうゆう住宅における「包括3条確認」の手続き（申込者用・組合用・団体検査員用）は次ページ以降をご覧ください。

「包括3条確認」とは…「ゆうゆう住宅」の設計施工基準によるものと同様以上の性能を有すること等を確認したことを表します。申込者が個別に3条確認を申請する必要はありません（個別3条確認は不要）」

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の見直し 基礎の立ち上がりの高さ

(適用日:2016年5月9日~)

【申込者用】 「包括3条確認」の手続きの流れ

矩計図等に当該工法を用いることを明記

記入例：「べた基礎とし基礎外周部を砕石敷きとする」等。
記入箇所：基礎の立ち上がりの高さを図面に明記。



組合に申込書類を提出

【重要】 「ゆうゆう住宅 申込内容の確認書」及び「ゆうゆう住宅設計内容確認シート」の添付を確認。



「包括3条確認」の手続き完了

組合で「包括3条確認」として、「設計施工基準第3条に係る確認について」を発行。

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の見直し 基礎の立ち上がりの高さ

(適用日:2016年5月9日~)

【団体検査員用】 「包括3条確認」の手続きの流れ

矩計図等に当該工法を用いることを明記した設計図書等を（組合から）受け取る

記入例：「べた基礎とし基礎外周部を砕石敷きとする」等。

記入箇所：基礎の立ち上がりの高さを図面に明記。

「申込内容の確認書」「設計内容確認シート」の☑を確認

【重要】 該当書類のうち、次の項目の☑を確認。☑漏れは申込者に事情を確認。
確認書の場合：「基礎の構造」の※1について。 / 確認シートの場合：「べた基礎」

書類審査（設計施工基準の適合の合否判定）

設計施工基準の適合の合否判定結果を組合担当者へ伝える。

【「基礎の立ち上がりの高さ」の確認方法のポイント】

「基礎の立ち上がりの高さ」の確認方法…図面及び確認書・確認シートでの確認を行う。施工状況や竣工後の確認は不要。

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の見直し 基礎の立ち上がりの高さ

(適用日:2016年5月9日～)

【組合用】 「包括3条確認」の手続きの流れ①

矩計図等に当該工法を用いることを明記した設計図書等を受け取る

記入例：「べた基礎とし基礎外周部を砕石敷きとする」等。
記入箇所：基礎の立ち上がりの高さを図面に明記。

「申込内容の確認書」「設計内容確認シート」の☑を確認

【重要】 該当書類のうち、次の項目の☑を確認。☑漏れは申込者に事情を確認。
確認書の場合：「基礎の構造」の※1について。 / 確認シートの場合：「べた基礎」

「包括3条確認」の手続きへ

組合で「包括3条確認」として、「設計施工基準第3条に係る確認について」を発行する。

事務機関へ申込書類を提出

事務機関へ提出に必要な申込書類一式に、「設計施工基準第3条に係る確認について」を加えて提出。

「ゆうゆう住宅」設計施工基準の見直し 基礎の立ち上がりの高さ

(適用日:2016年5月9日～)

【組合用】 「包括3条確認」の手続きの流れ②

【重要】

組合で「設計施工基準第3条に係る確認について」を印刷し、受け付けする事務機関へ申込書類一式と共に提出する。

未提出の場合、申込者は住宅保証機構の現場検査員から書類の提出を求められる等、確認作業が必要になる。



住保機確認第 16-267 号
平成 28 年 5 月 9 日

設計施工基準第 3 条に係る確認について

全国建設労働組合総連合
中央執行委員長 三浦 一男 殿

住宅保証担保責任保険法人
住宅保証機構株式会社
代表取締役社長 池田 義春

平成 28 年 5 月 2 日付けでいただきました「基礎高 400 mm同等仕様」に係る申出につきましては、「ゆうゆう住宅」設計施工基準第 2 条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認いたしましたので通知いたします。

つきましては保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
基礎高 400 mm同等仕様（土台廻りの耐久性向上に係る措置）
2. 工法または建築材料の概要及び条件
べた基礎において、土台廻りの耐久性向上に係る措置を施すことにより、基礎高 300 mm以上 400 mm未満とする
3. 適用地域
全国（ただし、全国建設労働組合総連合の加盟組合に所属する組合員限定）
4. 適用範囲・部位
木造住宅の基礎
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
「ゆうゆう住宅」設計施工基準 第 2 章第 1 項第 2 号
6. 保険契約申込み手続きのための要件
①保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
②矩計図等に当該工法（土台廻りの耐久性向上に係る措置を施す）を用いることを明記して頂くよう設計者へご指示ください。
7. 適用日
平成 21 年 7 月 1 日以降にまもりすまい保険の保険契約申込みを受け付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。

上)包括3条確認で必要になる書類「設計施工基準第3条に係る確認について」を組合で印刷して、受付事務機関に提出。